

実務対応報告公開草案第13号「固定資産の減損に係る会計基準の
早期適用に関する実務上の取扱い(案)」に対するコメント

2004年3月5日
日本経団連経済本部

早期(早々期)適用における、海外フル連結子会社並びに国内外持分法適用関係会社との減損会計処理の統一について、下記1、2の主旨をQ2への追記の形で明記すべきである。

1. 公開草案の考え方によると、親会社が早(早々)期に減損会計を適用する場合、海外フル連結子会社においても減損会計を適用する、あるいは連結調整として適用した上で連結することが基本になる。

他方、早(早々)期適用期間中に親会社が減損会計非適用であり、かつ、海外フル連結子会社が現地の基準に準拠して減損処理を行っている場合、日本の基準に照らして概ね認められる減損の方法によっていることを前提にすれば、連結調整においてこれを修正せず、そのまま連結決算を行うことができる旨を明示すべきである。

また、逆に、親子会社間の会計処理の統一を重視する観点から、現地の基準に準拠して適用した海外子会社の減損処理を連結調整として振り戻した上で連結決算を行うことも十分に合理性があり、これが認められる旨も明示すべきである。

これは、当該子会社が現地の基準に準拠する方針を採用している場合には、それを恣意的に変更することができないために、結果として親子会社間で会計処理の不統一が生じるものであり、これを救済する措置を設けるべきである。

2. 親会社と国内外持分法適用関係会社間の会計処理の統一について、明確な取扱いが定められていないが、親会社が減損会計を適用する場合ならびに非適用の場合の双方とも、会計処理の統一を強制せず、親会社の方針選択を下記の通りに認めるべきである。

つまり、親会社が早(早々)期に減損会計を適用している場合、持分法適用会社が非適用のまま連結持分法に取り込むことが認められるべきである。

また、親会社が非適用で、かつ、持分法適用関係会社が減損会計を適用している場合、持分法適用関係会社の減損処理を修正することなく、連結持分法に取り込むことが認められるべきである。一方、会計処理の統一を重視する観点から、持分法適用関係会社の減損処理を連結調整として振り戻した上で連結持分法に取り込むことも認めるべきである。

この理由としては、持分法適用関係会社は関連会社のケースが多く、親会社のコントロールが及ばない事情があることに加えて、海外関連会社の場合には、現地の基準に準拠するケースがほとんどであって、会計処理の統一が困難であるという事情があるためである。

以上